

鹿児島市勤労者交流センターの指定管理者の募集について質問回答書

令和7年7月25日 更新

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	業務指針	P 4	4 (1) ③	利用促進に関する業務について、市のイメージをご教示ください。	利用促進イベントは、施設の満足度向上及び利用促進を目的としたものであり、具体的な内容について市からの指定はありません。申請者が施設の特性や利用者ニーズに応じて自由に企画・提案していただくことを想定しております。
2	業務指針	P 4	4 (1) ③	利用促進に関する業務にかかる予算の上限はありますか。	市から予算の上限は設定しておりません。申請者において、事業計画に基づき適切な予算を算出し、収支予算書に記載してください。
3	業務指針	P 4	4 (1) ③	利用促進イベントを開催し50人に満たなかった場合の対応をご教示ください。	イベントの集客が50人に満たなかった場合でも、ペナルティ等はありません。50人程度を目安とした企画内容のご提案をお願いいたします。
4	業務指針	P 5	4 (2) ②	定期清掃について、「床面ワックス等」の「等」には何が含まれますか。	床面ワックス等には、床清掃、洗浄及びワックス塗布が含まれます。(別紙4 清掃業務仕様書参照)
5	業務指針	P 5	4 (2) ②	年5回実施する清掃業務は何ですか。	現在の清掃業務仕様書(別紙4)に基づき、床清掃、洗浄及びワックス塗布以外の清掃業務が年5回となります。
6	業務指針	P 5	4 (2) ②	床清掃、洗浄及びワックス塗布が年2回になった理由をご教示ください。	従来の年5回のワックス塗布では上塗りを行っていましたが、ワックス層が厚くなり黒ずみが発生するなどの課題がありました。専門業者の助言も踏まえ検討した結果、今後は剥離清掃を含めた年2回の床面ワックス清掃に変更することで、見た目の改善とメンテナンスの効率化を図る方針です。なお、剥離清掃は毎年実施するものではなく、施設の状態や汚れ具合に応じて、指定管理者と市が協議のうえ、適切なタイミングで実施することを想定しています。
7	管理運営費明細書 (様式3)	—	—	利用促進イベントと自主提案事業の費用は分けて記載する必要がありますか。	ご認識の通り、分けてご記載ください。